

○ふじみ衛生組合一般職の職員の職名 に関する規則

(昭和63年3月25日)
規則第2号)

改正 平成9年4月1日 規則第1号
平成20年10月1日 規則第1号
平成25年3月28日 規則第3号
平成25年7月1日 規則第5号

ふじみ衛生組合一般職の職員の職名に関する規則（昭和51年8月規則第1号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、ふじみ衛生組合一般職の職員の職名について必要な事項を定めるものとする。

(職名の構成)

第2条 職員の職名は、職層名及び職務名とする。

(職層名及び職務名)

第3条 職員の職層名及び職務名は、次の表に定めるとおりとする。

職層名	職務名
理事	事務局長、事務局次長
参事	課長、主幹
副参事	課長補佐、係長、副主幹、主査
主事	主任、一般事務、機械事務、電気技術、技術補助

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

(ふじみ衛生組合一般職の職員の職名に関する規則の廃止)

2 ふじみ衛生組合一般職の職員の職名に関する規則（昭和51年8月ふじみ衛生組合規則第1号）は、廃止する。

附 則 (平成9年4月1日規則第1号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

第3類 人事 (一般職の職員の職名に関する規則)

附 則 (平成20年10月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の職名に関する規則の規定は、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月28日規則第3号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月1日規則第5号)

この規則は、平成25年7月1日から施行する。